

犯罪被害者支援条例の必要性について

～何故、各自治体における特化条例が必要なのか～

犯罪被害者支援の基礎（法的根拠）

犯罪被害者等基本法

前文

～（中略）～国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等の連携の下、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第3条 基本理念

（第3項）

犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられなければならない。

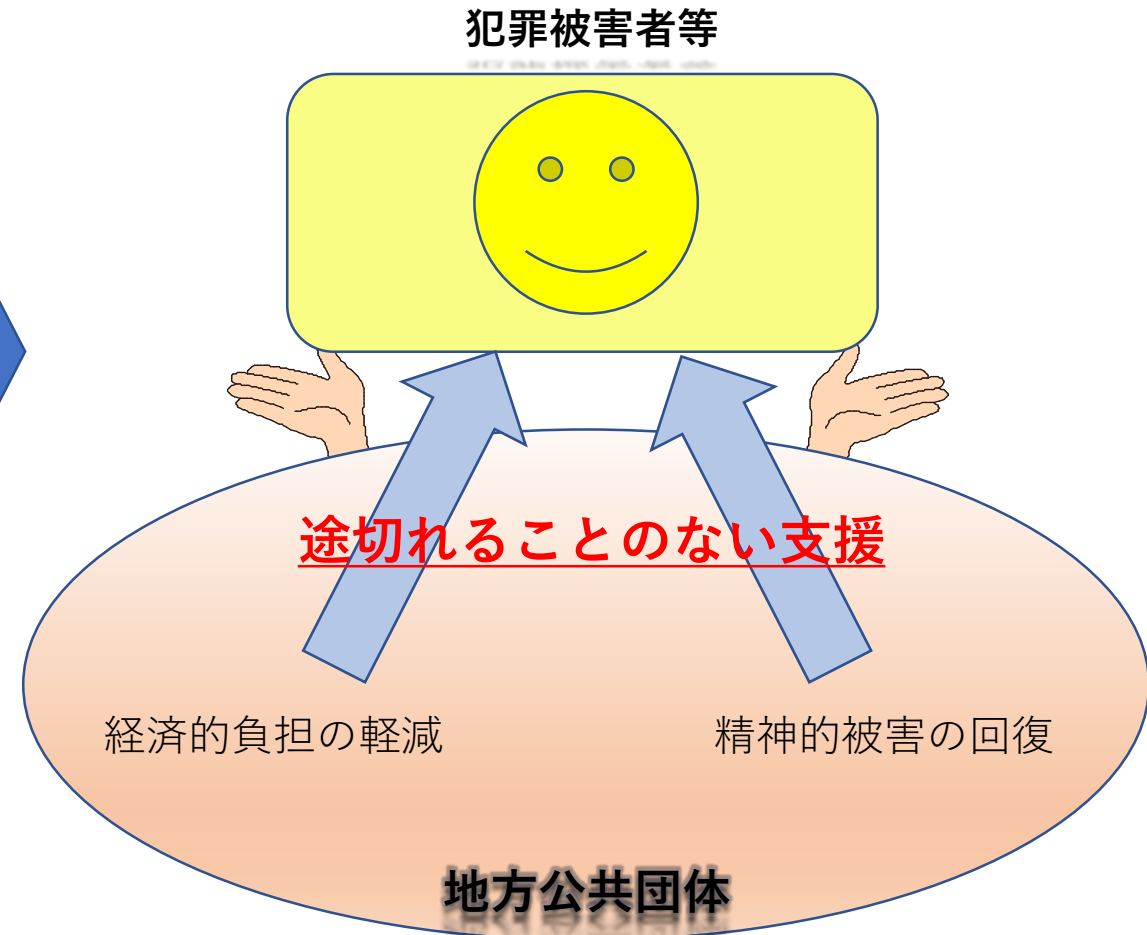
第5条 地方公共団体の責務

地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第13条 給付金の支給に係る制度の充実等

国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等必要な施策を講ずるものとする。

地方公共団体が被害者等のためにすべきことは何？



犯罪被害者支援条例の必要性について

～何故、各自治体における特化条例が必要なのか～

被害者支援に関する法体系



遺族 被害者 家族

各市町村犯罪被害者支援条例

※被害者支援の根拠となります

北海道犯罪被害者等支援条例
(平成30年第7号)

犯罪被害者等基本法
(平成16年法律)

【規定された条文】

- ① 基本理念
- ② 道の責務
- ③ 道民の責務
- ④ 事業者の責務
- ⑤ 民間支援団体の責務
- ⑥ 基本的施策
 - ア 基本計画の策定
 - イ 推進体制の整備
 - ウ 相談及び情報の提供
 - エ 日常生活及び社会生活の支援
 - オ 安全の確保
 - カ 道民・事業者の理解の増進
 - キ 道民の意見の把握等
 - ク 財政上の措置

【求められる条文(例)】

- ① 基本理念
- ② 自治体の責務
- ③ 市町村民の責務
- ④ 支援体制の整備
- ⑤ 基本的施策
 - ア 相談及び情報の提供
 - イ 損害回復・経済的支援
 - ウ 日常生活の支援
 - エ 安全の確保
 - オ 居住の安定
 - カ 雇用の安定
 - キ 市町村民の理解の増進
 - ク 調査研究・人材育成
 - ケ 民間支援団体への援助
 - コ 連絡協議会に対する援助

犯罪被害者支援条例の必要性について

～何故、各自治体における特化条例が必要なのか～

全国の特化条例制定状況（令和3年4月1日現在）

都道府県（47）	政令指定都市（20）	1,721市町村
32（68.1％）	8（40％）	384（22.3％）

北海道における特化条例制定状況（令和4年4月1日現在）

北海道	札幌市	178市町村
制定済み （平成30年北海道条例第7号）	未制定 ※平成2年に要綱制定	9市町村（5.0％）

【特化条例制定済み市町村】

北斗市、松前町、蘭越町、真狩村、倶知安町、厚真町、広尾町、本別町、せたな町（うち、北斗市、広尾町、せたな町は見舞金制度が導入）

※札幌市は要綱に見舞金制度を規定

犯罪被害者支援条例の必要性について

～何故、各自治体における特化条例が必要なのか～

見舞金制度導入自治体の（令和4年4月1日現在）

	遺族見舞金	重傷病見舞金	性犯罪被害見舞金
札幌市	30万円	10万円	10万円
北斗市	30万円	10万円	－
広尾町	30万円	10万円	－
せたな町	30万円	10万円	－

犯罪被害者支援条例の必要性について

～何故、各自治体における特化条例が必要なのか～

各市町村が個別に条例を制定する意義

1 法的根拠の明確化

- 被害者支援に特化した条例にすることで、市民はもとより、行政内部職員に対しても明確化することができる。



被害者支援の質の保障・向上

2 条例でしか規定できない事項（法律事項）がある

- 被害者支援計画の制定など行政機関への義務付けや権能を付与することができる。
- 住民や事業者の責務のほか、地域住民等の権利・義務に関する事項を規定することができる。



- 市町村全体の被害者支援意識の向上
- 被害者支援の幅が広がる

3 持続性・継続性の確保

条例～施策が安易に改廃されないことがない

→持続性・継続性○

要綱～内容・優先順位が変更される可能性

→持続性・継続性×

4 民主的「正統性」の確保

地域住民の代表である議会が関与することで、民主的な意思決定として完全な形になる。



地域住民の総意を表す礎（いしずえ）

5 被害者に対する地域社会としての最強メッセージ

条例は、最も明確で最も強力な意思表示の形態である。



犯罪被害者等に安心感を与える

犯罪被害者支援条例の必要性について

～何故、各自治体における特化条例が必要なのか～

よくある疑問をまとめてみました！

Q：国が犯罪被害者等基本法を定めているのに、各自治体単位でわざわざ条例を定める必要性あるのですか？

A：基本法は、国の基本理念と施策について抽象的にまとめたものです。

各自治体は独立した行政主体であり、どのような施策を行うかは、各自治体が主体的に決めるべきものです。

Q：既に「生活安全条例」等に犯罪被害者等を支援する旨盛り込まれていますが、犯罪被害者等に特化した条例を作る必要があるのですか？

A：いわゆる盛り込み条例内の規定は、おそらく抽象的な努力義務に留まっているかと思います。

犯罪被害者等を真に支援するためには、より具体的施策が明記された条例が必要です。

Q：都道府県と市町村の両方で条例を定める必要があるのでしょうか？二重行政になりませんか？

A：市町村は基礎自治体であり、直接地域住民にサービスを提供する団体ですので、各市町村で条例を施行することが最も重要です。

他方、都道府県は、市町村だけでは効果的・効率的に行えない事務や市町村間の広域的調整を図る役割を担っており、二重行政となる心配はありません。

Q：他の市町村で定めた特化条例の運用状況を見てからの条例制定ではダメですか？

A：他の市町村の動向に関心を払うことは大切ですが、既に犯罪被害に遭い、誰からも必要とする支援を受けることができずに悩んでいる犯罪被害者がたくさんいます。

また、現に支援を必要とする犯罪被害の数が少ない場合であっても、いつ何時、支援を求めるような犯罪が発生するかわかりませんので、早めの条例制定が必要です。